



令和 6 年 10 月 30 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が 10 月 25 日（金）に閣議決定され、本日（10 月 30 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和 6 年 9 月 20 日に「令和 6 年台風第 10 号の暴風雨等による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。
また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(※令和6年台風第10号の暴風雨等による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ)
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- ③ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）
国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ) ②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。	宮崎県 ^{しいばそん} 椎葉村 ^{みさとちよう} 美郷町

3. スケジュール

10月25日（金） 閣議決定
10月30日（水） 公布・施行



令和 7 年 3 月 12 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和 6 年 10 月 30 日（水）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、対象地域を追加指定する政令が、令和 6 年 3 月 7 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 12 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(※令和6年台風第10号の暴風雨等による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ)
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- ③ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）
国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)	宮崎県 ^{しいばそん} 椎葉村 ^{みさとちよう} 美郷町
②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。	【追加指定される地域】 ^{きつきし} 大分県杵築市

3. スケジュール

3月7日(金) 閣議決定
3月12日(水) 公布・施行

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。		（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。	
激甚災害	適用すべき措置	激甚災害	適用すべき措置
令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに大分県杵築市並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、令和六年台風第十号によるものをいう。		備考 上欄の暴風雨とは、令和六年台風第十号によるものをいう。	

政令第三百二十八号

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びに

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下
「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下
欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和六年八月二十六日から九月三日までの暴 風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四 項までに規定する措置並びに大分県杵築市並びに

	宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考	上欄の暴風雨とは、令和六年台風第十号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月一二日政令第四八号）

この政令は、公布の日から施行する。